

特約の名称	
略称	正式名称
死 亡 関 係 特 約	定期保険特約 無解約返戻金型定期保険特約(生存給付保険用)
	無解約返戻金型非喫煙者定期保険特約(生存給付保険用)
	終身保険特約 低解約返戻金型終身保険特約(生存給付保険用)
	低解約返戻金型非喫煙者終身保険特約(生存給付保険用)
	家族収入保障特約 無解約返戻金型家族収入保障特約(生存給付保険用)
	無解約返戻金型非喫煙者家族収入保障特約(生存給付保険用)
	災害割増特約 災害割増特約(生存給付保険用)
	傷害特約 傷害特約(生存給付保険用)
	リビング・ニーズ特約 リビング・ニーズ特約(生存給付保険用)
	無解約返戻金型総合医療保障特約(生存給付保険用)(15)
医 療 関 係 特 約	無解約返戻金型非喫煙者総合医療保障特約(生存給付保険用)(15)
	生活習慣病入院特約 無解約返戻金型生活習慣病入院特約(生存給付保険用)(15)
	無解約返戻金型非喫煙者生活習慣病入院特約(生存給付保険用)(15)
	女性疾病入院特約 無解約返戻金型女性疾病入院特約(生存給付保険用)(15)
	無解約返戻金型退院特約(生存給付保険用)(15)
	無解約返戻金型非喫煙者退院特約(生存給付保険用)(15)
	重度疾病保障特約 無解約返戻金型重度疾病保障特約(生存給付保険用)(15)
	先進医療特約 無解約返戻金型先進医療特約(生存給付保険用)(15)
	特定損傷特約 特定損傷特約(生存給付保険用)(07)
	介護保障特約 無解約返戻金型介護保障特約(生存給付保険用)(15)
ガン 関 係 特 約	手術給付金付ガン入院特約 無解約返戻金型手術給付金付ガン入院特約(生存給付保険用)(15)
	無解約返戻金型非喫煙者手術給付金付ガン入院特約(生存給付保険用)(15)
	ガン診断給付特約 無解約返戻金型ガン診断給付特約(生存給付保険用)(15)
	無解約返戻金型非喫煙者ガン診断給付特約(生存給付保険用)(15)
	抗ガン剤治療特約 無解約返戻金型抗ガン剤治療特約(生存給付保険用)(15)
	無解約返戻金型非喫煙者抗ガン剤治療特約(生存給付保険用)(15)
	ガン死亡保障特約 無解約返戻金型ガン死亡保障特約(生存給付保険用)(15)
ターミナルケア特約	無解約返戻金型非喫煙者ガン死亡保障特約(生存給付保険用)(15)
	ターミナルケア特約(生存給付保険用)(03)

… 非喫煙者保険料率を適用できる特約

マニュライフ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとマニュライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニュライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

この保険は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが取り扱うことができます。
募集人の権限等の確認については、マニュライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

マニュライフ生命保険株式会社



マニュライフ生命コールセンター
0120-063-730

受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/31～1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

● 担当は



無配当利率感応型10年ごと生存給付保険
無配当利率感応型10年ごと連生生存給付保険

はじめに

この保険のしくみ

主
契
約

保障内容
万一の場合
などへの備え

特
約

病気・ケガ・
介護への備え

ガンへの備え

その他の特約・
お取り扱い



マニュフレックス マニュメッド

契約概要

【お願い】
この書面は必ず「設計書」と
あわせてご確認ください

マニュライフ生命保険株式会社

はじめに

この書面は「契約概要」です

契約内容などに関する重要事項のうち、特に確認していただきたい事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みください。
※この書面に記載している保障内容などは、概要や代表的な事例です。

この書面内の表示

表示	説明
 ご注意	特にご注意いただきたい事項などを説明しています。
 しおり	「ご契約のしおり／約款」で具体的な内容を確認していただきたい場合に表示しています。
この書面では、特約の名称を省略しています。特約の正式名称は <u>裏表紙</u> に記載しています。	

その他、ご契約前に必ず確認していただきたい書面

設計書
【記載内容】
給付金額・保険料など

**重要事項のお知らせ
(注意喚起情報)**
ご契約のしおり／約款
【記載内容】
保障内容の詳細や
保険用語の説明など

申込書
【記載内容】
申込内容など

 **生命保険のお手続きや
ご契約に関する照会・苦情などは…**
マニュライフ生命センター
0120-063-730
月～金曜日 9:00～17:00(祝日および12月31日～1月3日を除く)

※契約者が法人となる場合は、次の資料をあわせてご覧ください。
「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」

指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。

参照 ➔ 詳細は「[重要事項のお知らせ\(注意喚起情報\)](#)」で確認してください。



この保険のしくみ

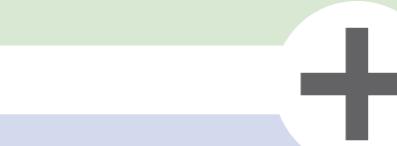
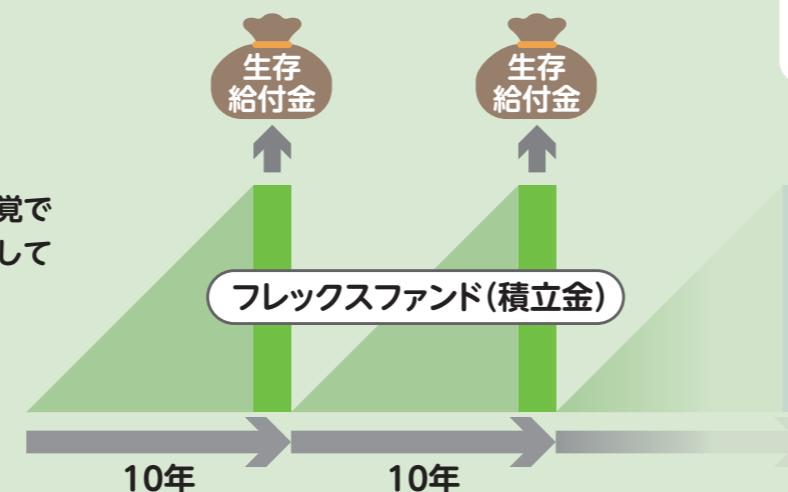
この保険は、
資産形成のための貯蓄機能を備えた主契約に
死亡・医療・ガンに対する柔軟な保障を準備できる特約を
組み合わせることができます。



貯 蓄

主契約

- 「フレックスファンド(積立金)」にコツコツ積み立てる感覚で資産を形成できます。10年ごとの契約応当日に生存していた場合は、生存給付金をお支払いします。
※万一の場合など、支払事由に該当したときにも給付金をお支払いします。
- フレックスファンド(積立金)は、ニーズに応じて引き出すことができます(一部解約)。



保 障

特 約

- 特約を付加することで、万一の場合や病気・ケガ、ガンに対する保障を準備できます。
各特約の支払事由に該当した場合に、保険金などをお支払いします。

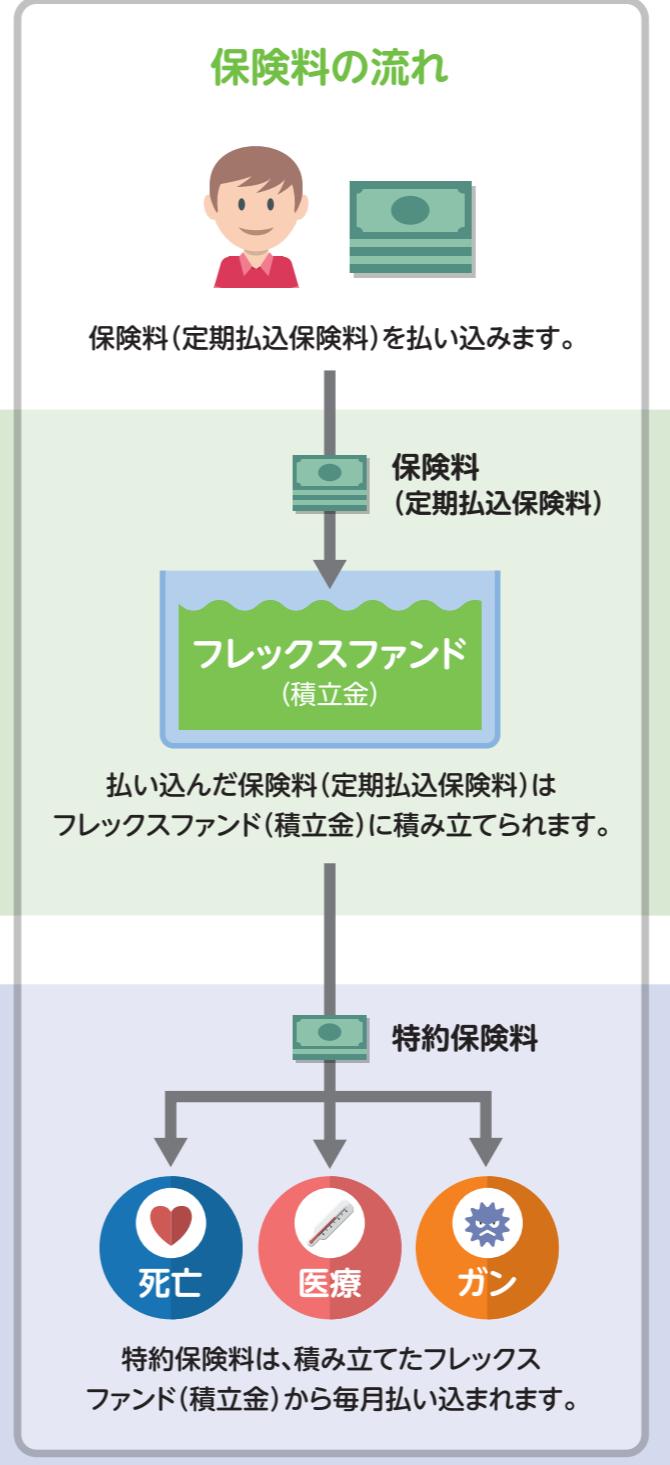


特約の種類によって、更新のある「定期タイプ」、
一生保障する「終身タイプ」があります。



主契約および特約は、それぞれ個別に契約することはできません。

※主契約に死亡関係特約を付加した場合の商品名を「マニュフレックス」、
死亡関係特約を付加しない場合の商品名を「マニュメッド」と呼びます。



※保険料(定期払込保険料)のほかに、まとめた資金をフレックスファンド(積立金)に払い込むこともできます(一時投入保険料)。

※フレックスファンド(積立金)に一定額以上の積立金がある場合には、定期払込を停止することもできます。また、定期払込を再開することもできます。



非喫煙者のための特約

タバコを吸わない方には、割安*な保険料が適用できます(非喫煙者保険料率)。

*この保険の、非喫煙者保険料率が適用されない場合の特約保険料との比較

※この書面の、上記マークがついている特約が対象です。



ご注意

- 非喫煙者保険料率の適用には条件があります。

※過去1年以内に喫煙していないことなどの告知に加え、マニュライフ生命所定の検査を実施します。

- 保険期間、年齢、性別によっては、割安とならないことがあります。

※一部の特約については、保険料払込期間の長い特約に比べ、短い特約の方が、払込保険料の合計額は少くならないことがあります。



主契約・保障内容

被保険者が次の支払事由に該当したときに、給付金をお支払いします。

無配当利率感応型10年ごと生存給付保険

支払事由	給付金	受取額
10年ごとの年単位の契約応当日の満了時に生存しているとき	生存給付金	満了時の積立金相当額
死亡または高度障害状態に該当したとき	死亡・高度障害給付金	該当した日の積立金相当額
災害で180日以内に死亡した、または感染症により死亡したとき	災害死亡給付金	死亡した日の積立金の1.1倍相当額

無配当利率感応型10年ごと連生生存給付保険*

支払事由	給付金	受取額
いずれか一方の被保険者が10年ごとの年単位の契約応当日の満了時に生存しているとき	生存給付金	満了時の積立金相当額
一方の被保険者が死亡または高度障害状態に該当したとき	死亡・高度障害給付金	該当した日の積立金相当額に0.5を乗じて得た額
他方の被保険者が死亡または高度障害状態に該当したとき		該当した日の積立金相当額
一方の被保険者が災害で180日以内に死亡した、または感染症により死亡したとき	災害死亡給付金	死亡した日の積立金の1.1倍相当額に0.5を乗じて得た額
他方の被保険者が災害で180日以内に死亡した、または感染症により死亡したとき		死亡した日の積立金の1.1倍相当額

*この主契約では、夫婦それぞれが被保険者となります。



- 「死亡・高度障害給付金」「災害死亡給付金」の支払事由に該当し、給付金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- 「災害死亡給付金」が支払われる場合は、「死亡・高度障害給付金」は重複して支払われません。
- 主契約が消滅した場合は、特約も消滅します。

■ 保険期間・保険料払込期間、契約年齢

保険期間・ 保険料払込期間	無配当利率感応型10年ごと生存給付保険	終身
	無配当利率感応型10年ごと連生生存給付保険	
契約年齢	無配当利率感応型10年ごと生存給付保険	16歳～90歳
	無配当利率感応型10年ごと連生生存給付保険	夫 18歳～90歳 妻 18歳～90歳*

*2024年3月末までは、契約時の妻の契約年齢が16歳または17歳の場合でもお申込み可能です。



この保険は、契約年齢に「保険年齢」を適用します。

【例】満年齢：50歳4か月 ⇒ 保険年齢：50歳（6か月以下は切り捨て）
満年齢：50歳7か月 ⇒ 保険年齢：51歳（6か月超は切り上げ）

■ 保険料払込方法

保険料払込方法(回数)	月払・半年払・年払
保険料払込方法(経路)	口座振替扱・団体扱・個別扱

■ フレックスファンドについて

フレックスファンド(積立金)にはマニュライフ生命の定める予定利率が適用され、積み立てられます。予定利率は、市場金利などに連動して毎月変動します。

※予定利率は、マニュライフ生命ホームページで確認できます。なお、最低保証予定利率は年率0.25%です。

※積立金は、予定利率から次の費用を差し引いた率で計算します。

- ・災害死亡保障に備えるための費用：年率0.003%
- ・保険契約の維持に必要な費用：予定利率に応じて年率0.197%～1.15%



特約・万一の場合などへの備え

… 非喫煙者保険料率を適用できる特約

死亡関係特約

被保険者が保険期間中に支払事由に該当したときに、保険金・給付金をお支払いします。

一定期間の
万一の場合などの保障

① 定期保険特約

万一の場合などに、
毎月受け取れる給付金

③ 家族収入保障特約

不慮の事故による
死亡・身体障害の保障

⑤ 傷害特約

一生涯の
万一の場合などの保障

② 終身保険特約

不慮の事故による
万一の場合などの保障

④ 災害割増特約

余命6か月以内に対する
保険金などの前払い

⑥ リビング・ニーズ特約



- 死亡関係特約は、支払事由に該当し保険金などをお支払いした場合、消滅します。
- 「④災害割増特約」、「⑤傷害特約」および「⑥リビング・ニーズ特約」は、「①定期保険特約」「②終身保険特約」「③家族収入保障特約」のいずれかとあわせて付加していただきます。

1

定期保険特約

支払事由	保険金	受取額
死亡したとき	死亡保険金	特約保険金額
傷害または疾病により高度障害状態に該当したとき	高度障害保険金	特約保険金額

受取人

死亡保険金：主契約の死亡給付金受取人
高度障害保険金：この特約の被保険者

2

終身保険特約

支払事由	保険金	受取額
死亡したとき	死亡保険金	特約保険金額
傷害または疾病により高度障害状態に該当したとき	高度障害保険金	特約保険金額

受取人

死亡保険金：主契約の死亡給付金受取人
高度障害保険金：この特約の被保険者

以下の①、②の両方に該当する場合は、法人から個人への契約者変更ができません。

- ①終身保険特約が付加されていること
- ②この特約の保険料払込期間中であること(特約保険料の払込期間：終身をのぞく)

3

家族収入保障特約

支払事由	給付金	受取額
死亡したとき	死亡月払給付金	特約月払給付金額
傷害または疾病により高度障害状態に該当したとき	高度障害月払給付金	特約月払給付金額

受取人

死亡月払給付金：この特約の死亡月払給付金受取人
高度障害月払給付金：この特約の被保険者



4 災害割増特約

支払事由	保険金	受取額
不慮の事故により180日以内に死亡した、または感染症により死亡したとき	災害死亡保険金	災害死亡保険金額
不慮の事故により180日以内に高度障害状態に該当した、または感染症により高度障害状態に該当したとき	災害高度障害保険金	災害死亡保険金額と同額

受取人 災害死亡保険金：主契約の死亡給付金受取人
災害高度障害保険金：この特約の被保険者

5 傷害特約

支払事由	保険金・給付金	受取額
不慮の事故により180日以内に死亡した、または感染症により死亡したとき	災害保険金	災害保険金額
不慮の事故により180日以内に身体障害の状態に該当したとき	障害給付金	災害保険金額の10%～100%

受取人 災害保険金：主契約の死亡給付金受取人
障害給付金：この特約の被保険者

6 リビング・ニーズ特約

支払事由	保険金	受取額
被保険者が、余命6か月以内と判断されたとき	特約保険金	指定保険金額

受取人 この特約の被保険者
支払限度 他のご契約と通算して3,000万円



- この特約の特約保険金は、死亡保険金および死亡月払給付金のうち被保険者が指定した金額（指定保険金額）を前払いするものです。
※6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料などを差し引いてお支払いします。
- 死亡保険金および死亡月払給付金の全部を特約保険金としてお支払いした場合、死亡関係特約はそのご請求日にさかのばって消滅します。
- ご契約者が法人の場合、この特約は付加できません。

・医療関係特約・

被保険者が保険期間中に支払事由に該当したときに、被保険者に保険金・給付金などをお支払いします。

病気やケガによる入院・手術などの保障

① 総合医療保障特約

糖尿病・高血圧性疾患・ガンなど生活習慣病による入院の保障

② 生活習慣病入院特約

乳ガン・子宮ガンなど女性特有の病気による入院の保障

③ 女性疾病入院特約

退院時に受け取れる給付

④ 退院特約

ガン・急性心筋梗塞・脳卒中など重大な病気にかかった場合の保障

⑤ 重度疾病保障特約

先進医療にかかる技術料相当額の給付

⑥ 先進医療特約

不慮の事故による骨折などの保障

⑦ 特定損傷特約

介護状態になった場合の保障

⑧ 介護保障特約

1 総合医療保障特約

■ 入院の保障

支払事由	給付金	受取額
疾病により、1日 ^{*1} 以上の入院をしたとき	疾病入院 給付金	入院給付金日額 × 入院日数
支払事由	給付金	受取額
不慮の事故により、その日から180日以内に1日 ^{*1} 以上の入院をしたとき	災害入院 給付金	

*1 入院日数が1日とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことです。支払事由の対象と入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

受取人 この特約の被保険者

支払限度 入院1回につき30日・60日・120日(ご契約時に選択) 通算1,000日



「疾病入院給付金」と「災害入院給付金」のお支払いが重複する場合、重複する入院日数については疾病入院給付金をお支払いしません。

手術給付金Aのみの支払対象

- 【例】胸腔ドレナージ
- 重粒子線治療
- 陽子線治療
- ※一部を除く

A・B両方の支払対象

- 【例】冠動脈バイパス術
- 放射線治療
- (50グレイ^{*3}以上の照射)
- 胃切除術

手術給付金Bのみの支払対象

- 【例】アデノイド切除術
- ものもらい(麦粒腫)
- 切開術
- 扁桃腺摘出術

*3 「グレイ」とは放射線のエネルギー量をあらわす単位で、50グレイ未満の放射線治療は「手術給付金B」のみの給付となります。

受取人 この特約の被保険者

支払限度 なし



- 同時に2つ以上の手術を受けたときは、手術を1回受けたものとみなします。
- 手術給付金AおよびBが支払われることとなった直前の手術から60日以内は、手術の種類によって、手術給付金AおよびBをお支払いしません。
- 手術給付金Aの対象となる手術** は変更されることがあります。
- 手術給付金Bの対象となる手術** は、**公的医療保険制度**における医療診療報酬点数表の改定などにより、変更されることがあります。

■ 手術の保障

支払事由	給付金	受取額
疾病または不慮の事故により、所定の手術を受けたとき	手術給付金 A ^{*2}	入院給付金日額 × 10
疾病または不慮の事故により、次の診療行為を受けたとき ●公的医療保険制度の医科診療報酬点数表に、手術料・放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ※ただし、次の手術は除きます。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・拔歯手術 ・鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)	手術給付金 B ^{*2}	

*2 手術給付金A・Bは、受けた手術の種類によってA・B両方の給付金をお支払いします。

■ 集中治療の保障

支払事由	給付金	受取額
入院中に次の集中治療室管理を受けたとき ●公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表に次の算定対象として列挙されている集中治療室管理 ・救命救急入院料 ・特定集中治療室管理料 ・小児特定集中治療室管理料 ・新生児特定集中治療室管理料 ・総合周産期特定集中治療室管理料	集中治療 給付金	入院給付金日額 × 10

受取人 この特約の被保険者

支払限度 入院1回につき1回

2 生活習慣病入院特約

支払事由	給付金	受取額
生活習慣病  により、1日以上入院したとき	生活習慣病 入院給付金	生活習慣病 入院給付金日額 × 入院日数

受取人 この特約の被保険者
支払限度 入院1回につき30日・60日・120日(ご契約時に選択) 通算1,000日

3 女性疾病入院特約

支払事由	給付金	受取額
女性特定疾病  により、1日以上入院したとき	女性疾病 入院給付金	女性疾病 入院給付金日額 × 入院日数

受取人 この特約の被保険者
支払限度 入院1回につき30日・60日・120日(ご契約時に選択) 通算1,000日

4 退院特約

支払事由	給付金	受取額
主特約の入院給付金が支払われる5日以上の入院をした後、生存して退院したとき	基本退院給付金	主特約の 入院給付金日額 × 5
主特約の入院給付金が支払われる30日以上の入院をした後、生存して退院したとき	割増退院給付金	

受取人 この特約の被保険者
支払限度 通算200回(基本退院給付金および割増退院給付金の支払回数を合算)

5 重度疾病保障特約

支払事由	保険金	受取額
次のいずれかに該当したとき ●重度疾病  で所定の状態に該当したとき 対象となる重度疾病 ・ガン ・急性心筋梗塞 ・脳卒中 ・重度の糖尿病 ・慢性腎不全 ・肝硬変 ・慢性膵炎 ●所定の移植術  を受けたとき	重度疾病 保険金	特約保険金額

受取人 この特約の被保険者
支払限度 1回

 ご注意
 ●重度疾病保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。
 ●上皮内ガン、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンは支払対象となりません。
 ●ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定していた場合、ガンに関する重度疾病保険金はお支払いしません。

 ガン責任開始日
とは
重度疾病保障特約の責任開始期*の属する日からその日を含めて91日目をいいいます。
*告知もししくは第1回保険料相当額の領収日のいずれか遅い時

6 先進医療特約

支払事由	給付金	受取額
疾病または不慮の事故により先進医療による療養を受けたとき	先進医療給付金	先進医療にかかる技術料相当額
	先進医療見舞給付金	5万円

受取人 この特約の被保険者

支払限度 先進医療給付金：通算2,000万円 先進医療見舞給付金：療養1回につき1回

?
先進医療
とは

厚生労働大臣が定めた高度な医療技術を用いた療養のことをいいます。この特約では受療時に先進医療の対象となっていた医療技術が給付金の支払対象となります。

※先進医療の種類や医療機関の最新情報は、厚生労働省のホームページをご覧ください。なお、治療方法や症例、医療機関によっては、先進医療による療養に該当しない場合があります。治療を受ける前に必ず主治医に確認してください。



患者申出療養*として先進的な医療を受けられた場合には、先進医療給付金および先進医療見舞給付金はお支払いしません。

*患者の申し出により、先進的な医療を身近な医療機関で迅速に受けられるようする制度。詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

8 介護保障特約

支払事由	一時金	受取額
疾病または傷害を原因として、公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定され、その要介護認定の効力が生じたとき	介護一時金	介護一時金額

受取人 この特約の被保険者

支払限度 1回



介護一時金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

7 特定損傷特約

支払事由	給付金	受取額
不慮の事故による特定損傷（骨折・関節脱臼・腱の断裂）に対する治療を、事故の日を含めて180日以内に受けたとき	特定損傷給付金	特定損傷給付金額

受取人 この特約の被保険者

支払限度 通算10回



同一の不慮の事故による特定損傷へのお支払いは、1回限りとなります。



特約・ガンへの備え

… 非喫煙者保険料率を適用できる特約

・ガン関係特約・

被保険者がガン責任開始日以後の保険期間中に支払事由に該当したときに、被保険者などに保険金・給付金をお支払いします。

ガンによる入院・手術の保障

① 手術給付金付 ガン入院特約

抗ガン剤治療の保障

③ 抗ガン剤治療特約

余命6か月以内に対する ガン死亡保険金の前払い

⑤ ターミナルケア特約

ガンと診断された場合に 受け取れる給付金

② ガン診断給付特約

ガンによる死亡の保障

④ ガン死亡保障特約



- ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定していた場合、ガン関係特約は無効となり、給付金などはお支払いしません。
- 「② ガン診断給付特約」は、「① 手術給付金付ガン入院特約」とあわせて付加していただきます。
- 「⑤ ターミナルケア特約」は、「④ ガン死亡保障特約」とあわせて付加していただきます。

?
ガン責任開始日
とは

ガン関係特約の責任開始期*の属する日からその日を含めて91日目をいいます。

*告知もしくは第1回保険料相当額の領収日のいずれか遅い時

1

手術給付金付ガン入院特約

支払事由	給付金	受取額
ガン責任開始日以後に、ガンにより入院したとき	ガン入院給付金	ガン入院給付金日額 × 入院日数
ガン責任開始日以後に、ガンの治療を目的として所定の手術を受けたとき	ガン手術給付金	ガン入院給付金日額 × 20
<p>受取人 この特約の被保険者 支払限度 なし</p>		
ご注意 ガン手術給付金が支払われこととなった直前の手術から60日以内は、手術の種類によって、ガン手術給付金をお支払いできないことがあります。		

2

ガン診断給付特約

支払事由	給付金	受取額
① ガン責任開始日以後に初めて悪性新生物と医師によって診断確定されたとき		ガン診断給付金額
② ①の「初めて悪性新生物と診断確定された日」または「悪性新生物診断給付金の支払われることになった最終の入院開始日」から2年を経過した日の翌日以後に、診断確定された悪性新生物の治療を目的として入院したとき	悪性新生物 診断給付金	ガン診断給付金額 × 50%
ガン責任開始日以後に初めて上皮内新生物と医師によって診断確定されたとき	上皮内新生物 診断給付金	ガン診断給付金額 × 50%
<p>受取人 この特約の被保険者 支払限度 悪性新生物診断給付金：支払事由① 1回 / 支払事由② なし 上皮内新生物診断給付金：1回</p>		

3 抗ガン剤治療特約

支払事由	給付金	受取額
次を満たす抗ガン剤治療を受けたとき ① ガン責任開始日以後に診断確定されたガンの治療を直接の目的とする抗ガン剤治療であること ② 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定されること	抗ガン剤治療 給付金	支払事由に該当した日の属する月ごとに 抗ガン剤治療給付金額

受取人 この特約の被保険者

支払限度 通算60回

5 ターミナルケア特約

支払事由	保険金	受取額
ガン責任開始日以後に診断確定されたガンを直接の原因として、被保険者が余命6か月以内と判断されたとき	ターミナルケア 保険金	指定保険金額

受取人 この特約の被保険者

支払限度 1回

 ご注意 <ul style="list-style-type: none"> ● ターミナルケア保険金は、「ガン死亡保障特約」のガン死亡保険金のうち被保険者が指定した金額(指定保険金額)を前払いするものです。 ※6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料などを差し引いてお支払いします。 ● ガン死亡保険金の全部をターミナルケア保険金としてお支払いした場合、その被保険者についての「ガン死亡保障特約」はそのご請求日にさかのぼって消滅します。 ● ご契約者が法人の場合、この特約は付加できません。

4 ガン死亡保障特約

支払事由	保険金	受取額
ガン責任開始日以後に、ガンを直接の原因として死亡したとき	ガン死亡保険金	特約保険金額
ガン責任開始日以後に、ガンを直接の原因として高度障害状態に該当したとき	ガン高度障害 保険金	特約保険金額

受取人 ガン死亡保険金：主契約の死亡給付金受取人

ガン高度障害保険金：この特約の被保険者



その他の特約・お取り扱い

■ 指定代理請求特約



被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者自身が請求できない所定の事情がある場合、受取人に代わり、あらかじめご指定いただいた指定代理請求人が保険金などを請求できる特約です。

※ご契約者が法人の場合、この特約は付加できません。

■ ボーナスバリュー



各保険年度末の特約内容に応じて、フレックスファンド(積立金)に「ボーナスバリュー」が積み増しされます。

死亡関係特約の保険金額に応じて

- 平均保険金額*：3,000万円以上
- *「家族収入保障特約」は平均換算死亡保険金額

ボーナス
バリュー
I

保険料の払込方法と特約保険料に応じて

- 保険料払込方法(回数)：半年払・年払
 - 保険料払込方法(経路)：口座振替扱・団体扱
 - 保険料の払込を停止して、フレックスファンド(積立金)から特約保険料が充当されている
- ※上記のいずれかを満たしている場合に積み増しされます。

ボーナス
バリュー
II

医療関係特約・ガン関係特約の保険料に応じて

- 平均月払特約保険料：5,000円以上

ボーナス
バリュー
III



- 次の場合、ボーナスバリューは積み増しされません。
- 付加されているすべての特約保険料の払込が免除されている場合
 - 当該保険年度末までの特約保険料が払い込まれていない場合など

参照 ➤ ボーナスバリューの金額は、「[設計書](#)」で確認してください。

■ 保険料の払込免除



●主契約

保険料(定期払込保険料)の払込免除はありません。

●特約

責任開始期以後の保険料払込期間中に、被保険者が次に該当した場合、以降の保険料の払い込みが免除されます。

不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に**身体障害の状態**に該当したとき

■ 特約の更新



特約は、所定の取扱範囲で自動的に更新*されます。更新の時期が近づきましたら、更新のご案内を送付します。

*家族収入保障特約および特約の保険期間が終身の場合を除きます。

自動更新後の特約保険料は、その時点の被保険者の保険年齢および保険料率で計算します。なお、特約条項は、更新時点のものが適用されます。

特約保険料が定期払込保険料を上回り、フレックスファンド(積立金)の残高が不足する場合、保障を継続するために、定期払込保険料の変更の申込が必要になることがあります。

■ 解約返戻金



●主契約

解約返戻金額は、解約時のフレックスファンドの積立金額です。

●特約

- 終身保険特約以外の特約に解約返戻金はありません。
- 終身保険特約は、低解約返戻金型の特約です。低解約返戻金型ではない特約として計算した場合に比べ、解約返戻金が低く抑えられています。

※保険料払込期間中の解約返戻金額は、低解約返戻金型ではない特約として計算した場合の70%相当額です。

参照 ➤ 解約返戻金額は、「[設計書](#)」で確認してください。

■ 配当金

この保険に配当金はありません。

■ 契約転換制度

現在マニュライフ生命で加入しているご契約を解約することなく、ご契約の責任準備金や配当金などをフレックスファンド(積立金)に充当して、保障内容を充実させる制度があります。



契約転換制度を利用した場合、転換前と比べて保険料が割高になることがあります。

参照 ➤ 転換後契約の保障内容は、その時点の「[設計書](#)」で確認してください。